

Title	<禁止>と<改善> : 文藝懇話会をめぐる考察
Sub Title	
Author	村山, 龍(Murayama, Ryu)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2015
Jtitle	三田國文 No.60 (2015. 12) ,p.103- 119
JaLC DOI	10.14991/002.20151200-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20151200-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20151200-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 〈禁止〉と〈改善〉

——文藝懇話会をめぐる考察——

村山 龍

## 一、はじめに

一九三四年一月二九日から始まった文藝懇話会<sup>(1)</sup>という会合がある。高見順が「ファシズムの手が文学に伸ばされたもの」<sup>(2)</sup>だと断じ、近年の研究では海野福寿が「文化人動員方式に先鞭をつけ、文化・思想対策の流れに添った」<sup>(3)</sup>ものと意味づけたこの会合は、当時内務省警保局長だった松本学が発起人ということもあって日本文学報国会に繋がっていく文芸統制の口火を切ったものとして解されてきた。また高橋新太郎は海野の議論を引き継ぎつつ、「徐々のファツシヨ化、はげしい摩擦のない統制化によつて、事態を運んでいくことを利益とする」統制装置が狡知化し「保護善導を謳う「懇話会」という名の馴化、統制装置は、松本の辞任後も後任の警保局長によつて踏襲」されていったと文藝懇話会を松本の私的勉強会の枠を超えた統制の装置として評した<sup>(4)</sup>。

しかしその一方で興味深いのは榎本隆司が与えた評価<sup>(5)</sup>である。榎本は一九三六年一月から一九三七年六月まで一八号に亘つて発刊された雑誌『文藝懇話会』<sup>(6)</sup>を分析し、「不安を孕んだ

時代状況への、かなり自由な発言が保証されていた誌面」だったとそのリベラルさを評価している。実際、雑誌の寄稿者の中には青野季吉や徳永直のような人物も見られ、新居格や青野は文芸が国家によつて統制されることへの懸念から文芸院設立に反対だとまで述べている<sup>(7)</sup>。文芸統制を企図したとされる組織の雑誌の中で文芸統制に反対する言説が登場するという矛盾は見落としたい問題である。

本稿ではこうした先学の到達を踏まえ、昭和初期という時代状況の中の文学を考える上で不可分な政治との関係における接合部であり、統制と自由という二つの顔を持った文藝懇話会の有り様を再検討する。

## 二、文芸院構想の発案と反応

さて、問題の文藝懇話会が人びとの知るところとなったのは一九三四年一月二五日に『東京朝日新聞』などで文芸院設立を企図した会合が開かれることが報じられたのを契機とする。

「警保局の後押しで帝国文芸院の計画」と題した『東京朝日新聞』の内容を見ると、「非常時」の声に押されて文芸家仲間と

思想取締当局との間に「文筆報国」とでもいふべき一団が「日本精神」を作品に反映させている直木三十五と警保局長の松本学を中心に集められたと言う。直木は「政府が思想善導だ、なんのcanのといつてみたところで、文学によつて広くインターネット層にまみえてゐる作家群を見のがしてゐてはまるで意味をなさない」と言い、松本は「皇道精神の発揚と日本文化のは握を目指すもので」「行くくは『文芸院』といつたやうなものにまで育てたい希望」があると語っており、これらのコメントからは「非常時」とされる時局の中で文芸家を糾合していこうとする様が看取できる。このような事前報道がなされて注目を浴びた第一回の会合（一九三四年一月二十九日）には文壇側から直木をはじめ、白井喬二、吉川英治、三上於菟吉、山本有三、菊池寛が出席した。その様子は、翌三〇日の『読売新聞』で「文学によつて日本精神を高揚すべくその主導者松本警保局長と文壇のお歴々との初懇談会」と題して「時流に乗つたものとはいへわが文学界にエポック・メイキングをなすもの」と報じられた。会合では「現今最も喧しい検閲問題」と「文学奨励問題」が議論されたとあるが、この記事と先に引用した松本の呼びかけを合わせてみると、当初の目的が「日本文化のは握」と検閲問題を通じた「思想善導」であつたとわかる。

さらに会合と前後して掲載された新聞記事の中で、直木は運動の要点を「文学者に対する国家からの表彰機関又は、文学的仕事をすることがための文芸院の設立とか、検閲制度に対する改革案とか、社会教育に対する文芸家の発言とか、文部省的道德に對する文学的道德の闘争とか一今の政府および官吏に對して、

多少ちがつた意見を持つてゐる事が、この倶楽部によつて、融和的になりうる」ことや「政府のかういふ事に対する遣り方に不満をもつてゐるから、それらを矯正するくらいに—政府の手先でなく、政府を鞭撻」していくことだと述べている。つまり直木は文芸家と当局がお互いに連絡を取り合う場、松本の言葉を借りれば『文芸院』を設けることをこの会合の先に見出そうとしていたのである。

こうした直木と松本の呼びかけへの文壇の反応として『文藝』三月号に掲載されたアンケートの結果を取り上げて「回答者十五名中、はつきり反対意見を表明したのは青野季吉ただ一人で、これに、旅行中で詳細は分らないのでという藤森成吉を加えても反対は二名」で「考えてみたこともない」という林芙美子を除く一二名が文芸院に「ニュアンスの違い」はあれど賛成したことを提示し、その一方で与謝野晶子、正宗白鳥、徳田秋声らの文芸院への批判を「明治以来、わが国の文学が、国家から何らの保護も受けずに発達してきたという自負」によるものだとして和田利夫は高く評価した。ただし、この他にも大宅壮一が「支配階級が、「作家の社会的地位向上」の好餌をもつて」「今また「文藝」を統制しようとしてゐる」と述べ、中山義秀が貧しい文芸家たちが文芸院の設立で少しは生活が出来るようになれば良いとしながらも「文藝は良くなるどころか却つて官僚的支配をうけて墮落するであらうといふ観方もなりたつ」との警戒を忘れなかつたように、批判は繰り返されたのである。

直木と松本の発言やそれを報じたメディアの論調を見ていく

と会の発足に向けた動機には文芸統制の意図が多分に含まれ、反発も根強かった。そして松本に対する不信感から、関わった文芸家が松本に取り込まれたと論難する同時代言説<sup>(14)</sup>もあった。高橋論はこうした同時代言説を取りあげ、文藝懇話会―松本―統制といったラインを結んでいった。確かに松本の以後の行動などを踏まえた歴史の流れからすれば、文芸家と直接関わりを持った最初の団体であるからそれを統制の「起源」として見出すことは可能かもしれない。しかし、文藝懇話会は統制の「起源」として機能し得ていたのだろうか。むしろ「文芸統制の具<sup>(15)</sup>」として呼び起こされたはずの文芸院構想が立ちゆかず、文藝懇話会は直接的に統制に関わることなく解散したのではないだろうか。本稿ではこうした観点から、それを指し示す資料である「文藝懇話会参考資料」を検討していく。

### 三、「文藝懇話会参考資料」の存在

当時内務省で作成された「文藝懇話会参考資料」は一九三四年四月二〇日の例会<sup>(16)</sup>から参加した内務省警保局図書館の属官であり詩人でもあった佐伯郁郎（本名・慎一）が所持していたもので、現在佐伯研二氏が保管されている。資料の形態は謄写版で刷ったと思われる本文を厚紙の表紙でひも綴じしたものであり、表紙には「文藝懇話会参考資料」と筆で書かれ、表紙左下には「佐伯」という赤丸印が押されている。資料の存在については佐伯研二氏が『佐伯郁郎資料展 第二回―交流作家の手紙を中心として―』（江刺市立図書館、一九九八・二）の中で触れられていたが、これまで資料の内容に関して詳細な検討は加

えられてこなかった。ここに含まれる資料の一覧は左記の通りである。なおそれぞれの論題に便宜的にAからGの番号をつけて区別する。

#### A、研究題目

B、文芸院設置ニ対スル要望（要約）

C、文芸院問題ニ対スル世評（要約）

D、仏蘭西翰林院 (L'Academie Francaise)

E、財団法人国際文化振興会事業綱要

F、一、沿革概要（抄）

#### 二、現行関係法規

(一) 帝国美術院規定

(二) 帝国美術院受賞規則

(三) 帝国美術院常議員会規則

G、物故文藝家遺品展覧会準備委員会協議事項

これらのうち資料EとGを除いた五つは国立国会図書館所蔵「松本学関係文書」にも同様のものが収蔵<sup>(17)</sup>されているが、これについても海野論が注の中で存在に触れたのみで、内容を取りあげて詳細に分析した研究は管見の限りない。これらの資料は内務省が文藝懇話会を企画するにあたって内部資料として作成し、会に関わった職員が保有していたものと考えられる。それゆえ文藝懇話会と昭和文学における統制の問題を考えるならば、これらを分析することで文芸院構想に対する内務省の態度を明らかにする必要がある。

まず資料の成立時期は次のように考えられる。資料Aは表題に一九三四年三月二九日の会合で決定された「文藝懇話会」と

いう名称の記載があるので、それ以降の作成と考えられる。また資料B・Cは後述する資料の内容から鑑みるに一九三四年四月頃までの作成、資料Eは国際文化振興会が一九三四年四月一日に発足した団体であるからそれ以降の作成、資料Gは物故文藝家慰霊祭（一九三四年九月一日、日比谷公会堂にて執行われた<sup>18</sup>）の企画成立が一九三四年六月二〇日の例会であるからそれ以降の作成と考えられる。また資料DとFに関しては内容から制作時期を推察することは残念ながらできない。

内容に関しては、資料D・E・Fは文芸院を設立する場合に参考となる団体の体制や関連法規を挙げていて、これらは文芸家との会合に臨むための参考資料というよりは、まさに官僚的な認識のもと集められた、今後の法整備のための資料であろう。また資料Gについては会合が進み、物故文藝家慰霊祭が決定してからのものであり、文芸院設立を巡る文藝懇話会の内容の本筋とは若干異なる資料である。その一方で資料A・B・Cは内容を見ると文芸家との交渉のために準備された資料だと考えられる。文藝懇話会という団体が高橋論の言うように「思想善導」を求める「統制装置」として整備されようとしたのならば、資料A・B・Cを検討する意味は大きい。

さて、このような資料を残した佐伯郁郎についても触れておきたい。なぜならば佐伯が少なくとも資料B・Cの作成者だと考えられるからだ。しかも彼はただの検閲官ではなく、詩人という側面も持つ文芸家の一人でもあった。こうした人物が文藝懇話会において内務省側の実務を担った人物として参加していたことは注目に値しよう。

佐伯郁郎が早稲田大学文学部仏文科で吉江喬松や西条八十の教えを受けた後、内務省警保局図書課の属官となったのは一九二六年二月からであった。その後、一九二八年八月に検閲係から調査係に異動している。この当時のことを佐伯自身が滑川道夫、富田博之との対談の中で回想しているので引用する。

佐伯 検閲課には、文科を出たのが二人いたんです。私の前に東大の英文科を出たの（論者注―内山鐵之吉という検閲官）がいて、続いて私が入ったんですね。その前は、警察学校の優秀な連中が来て検閲をやっていたんですが、当時、菊地寛、久米正雄、山本有三というような人たちが威勢のいい時代で、内務省の検閲はけしからん、どんなやつが検閲しているんだと、図書課長がネジ込まれたんですね。

富田 それは、内務省警保局の図書課ですか。

佐伯 そう。

富田 図書課のなかに検閲係というのがあったんですか。検閲課ですか。

佐伯 いや、戦時中に検閲課となったので、その前は図書課だったんです。そこで警察学校の優秀な連中が検閲にあたっていたのが、けしからんじゃないかとネジ込まれて、文科を出たのを二人採用して、私が「現代」の担当、東大を出たのが「クラシック」ということで文学の方を担当させたんですね。

ところが二年ぐらいたしたら、われわれは二人とも検閲係から調査係へ回されたんです。文科を出たやつを採っては

みたけど、ここは何も文学を鑑賞したり理解したりするところじゃない、というんだ(笑い)。(傍線論者)

佐伯が異動させられた調査係とは、一九三三年五月一五日付で作成された勅令一〇二号「内務省官制中ヲ改正ス」を参照すると、「内国出版物ノ傾向調査」、「輸入出版物ノ傾向調査」、「輸入出版物ニ関スル統計」、「調査報告ノ作製」、「出版警察報ノ編纂」を目的としており、そこで佐伯は「内国出版物(左翼文藝誌)ノ傾向調査、出版警察報の編輯、外国図書ニ関スル資料ノ蒐集整理並ニ調査係ノ庶務」(一九三三年一月末日時)を行っていたとされている。彼の調査係での実績として最も有名なものは一九三八年から児童読物改善問題に着手して戦時下の少国民文化の形成に大きく関わった点であろう。また、右の引用で「文学を鑑賞したり理解したり」していたという佐伯自身は内務省に勤務する傍ら詩人としての活動もこなしていた。一九二四年頃から参加していた農文藝会が発刊した雑誌『農民』(第一次(一九二七・九)〜一九二八・六)と第二次(一九二八・八)〜一九二九)に関わった。特に第二次は編集部の中に佐伯の名がある。には詩や評論を寄稿していた。さらに自らの詩を発表するだけではなく、同郷の宮澤賢治の作品を広めるべく一九三四年からは草野心平らとともに東京宮澤賢治の会でも活動していたのである。

以上のような経歴を持つ佐伯郁郎が文藝懇話会に参加したのは、先述の通り一九三四年四月二〇日の例会からである。それまで会に参加していた内務省側の人物は警保局長の松本の他に図書課からは課長の中里喜一、事務官の小林尋次、生悦住求

馬、菅太郎がいた。彼らはみな高等文官試験を突破したエリートとして出版行政に精通していたが、既に会合の下働きを担当するような職階ではない。三月に会の呼称と「各出席者より話題を寄ること」が決められ、具体的な議論がされることになった例会から属官である佐伯が参加をするようになったのも、湧出する文芸家の要望を汲みながら、内務省と文芸家の間を橋渡しする実務をこなすことのできる人材が求められたためだと考えられる。実際、佐伯研二氏による佐伯郁郎の回顧談を参照すると、佐伯は次のようなことを語っていたそうである。

図書課と言えども、本当に文学を理解できる人間は限られた一部で、ほとんどその素養がなく官僚的・役人的な発想の者ばかりだった。そういう者が、検閲を担当することから、よけいに作家側から不平不満が起きたのだろう。そんな中で、下手なりに詩や文章を書いたりしていたのは自分だけだったように思う。／当局側にも、『文藝懇話会』の仕事の性質上、より良く円滑に進め運営していくためには、文学に多少でも通じる人間が必要となり、自分が起用されたのだと思う。そして、事務的部分や、連絡の役目を任されたのだったが、おそらくそれは、松本学の判断であったように思う。機会あるごとに松本学に、それぞれの作家の特徴や作風などを尋ねられ、時には記述して提出したことを覚えている。(傍線論者)

松本によって「文学に多少でも通じる人間」として起用されたのだとすれば、少なくとも「文藝懇話会参考資料」に残された資料B・Cについて、佐伯はただの所有者ではなく、「事務的

部分」を担った人物として作成に関わったと考えられるのである。この点に関して謄写版による資料の文字は佐伯の手によるものとの証言もある<sup>(24)</sup>。これらを勘案すれば、資料作成者としての佐伯の姿が浮かび上がるのは自然なことであろう。

このようにして作成された資料の内容は、当初の「思想善導」という言葉が持っていた禁止的措置を講ずる統制的観点を文藝懇話会の議論の俎上に載せることの困難を改めて松本らに認識させるものであった。そしてそれは、皮肉にも会合を円滑に進めるために内務省が「文学に多少でも通じる人間」として呼び込んだ人物によってもたらされたのである。こうした文芸統制のための文芸院構想に関する資料である資料A・B・Cを次節では具体的に関する。特にこれまで精察されることのなかった資料B・Cを通して見る文藝懇話会への反応と資料Aにおける方針転換の様相が接続する瞬間のダイナミズムについて検討していきたい。

#### 四、内務省内部への批判の浸透

繰り返しになるが、直木と松本が文芸院設立を呼びかけた当初「思想善導」と検閲問題が共に語られたことから、文芸家は統制への危機感を募らせていた。その中でも文壇の長老格となっていた徳田秋声の警戒は当時の社会においても、また先行研究においても評価が高い。秋声の「若しも文芸院が、時の政治的影響を受けて、本来の自由性を失ひ、或時は右傾し、或時は左傾したりして、芸術の評価が、その時々々の政治の方針によって定められるやうなことがあつたら、それこそ芸術の本質を毒

するものであらう」という批判は、政治的文脈の中から立ち上がった文芸院設立問題の本質を突いた慧眼だと言える。この指摘に賛同する声はすぐに上がった。一九三四年三月二日の『読売新聞』「壁評論 老作家に恥ぢよ」（金剛登）では「ナチュリズムの波をくぐつて来た」秋声の「激語」を称賛している。さらに文学は「官吏の首頭などで踊つていい性質のものではない」と続けられており、直木・松本の行動への不信感の根深さを物語つてもいる。

こうした批判を内務省も無視できなかつた。彼らは内部資料である資料B・Cで秋声のものを始めとした数々の手厳しい批判を引用し、関係者の間でその内容を共有していったのである。そこで資料B・Cが会に与えた影響を検討するために、その内容についてまずは考察を進める。

資料Bは次のようなものである。なお二重取消線が引かれた箇所はそれぞれ本文内で施された訂正である。

一、

一体日本トイフ国ハ何事ニモ民衆ノ意思ヲ尊重スルヤウニ出来テキル国柄デアル。ソレヲ而モソノ民衆トイフノハ常ニ中庸道ヲ心得テキル自覚セル民衆デアル。ノ文芸院ノ設立モ第一ニ此ノ国柄 国民性ノ自覚ノ上ニタナエバナライ。ノ第二ニ文芸院デアル以上大学ヤ学士院ト同ジク時ノ政治カラ離レテ文藝ノ自由性ヲ失ツテハナライ。ノ第三ニハ文学者ノミデナク更ニ思想家評論家モ会員ニ加フベキデアル。ノ第四ニハ大衆文藝ヘノ偏倚性カラ離レテ広ク文藝的タラシメベキデアル。

二、

(一) 帝国文芸院ノ会長ハ次官級以上タルコト。  
(二) 最初ノ会員

島崎藤村、菊池寛、正宗白鳥、坪内逍遙、山本有三、志賀直哉、徳田秋声、谷崎潤一郎、幸田露伴、永井荷風、千葉亀雄、長谷川如是閑、泉鏡花ノ以上ノ他ニ各大学ノ文科々長ノ中実力アル人及ビ大衆文学ノ畑カラ二、三人ヲ加ヘルコト。ノ更ニ之等会員ノ下ニ現役ノ審査員ヲ加ヘ作品ノ審査ニアタラシメルコト。ソノ人選ハ以上ノ列記シタ会員ノ選挙ニマツコト。

三、

明治ノ末期ニ文部省ニ設置サレタ文藝委員会デ為サレタ業績ノ継承ノコト。

四、

(一) 文藝科学ヲ組織立テル材料ヲ得ル便宜ヲ与フル方法ヲ講ズルコト。  
(二) 現代文藝ノ創作活動ヲ豊カナラシムル方法ヲ講ズルコト。

(三) 国内的ノミナラズ国際的ニ現代文藝ノ総量及頂上ヲ知ラシムル方法ヲ講ズルコト。

五、(勲)文学ニ功勞アル文学者ノ老後ノ生活ニ或ル程度ノ安定ヲ与ヘル方法ヲ講ズルコト。

六、(勲)事業トシテハ文藝及文学者ノ保護、生育ト待遇ニ力ヲソ、ギ文芸院ノ文学ニ対スル態度ト批判精神ハ何物ニモ隷属セズ独立シ、イヤシクモ文芸院ガ官立大

学制度ト同一様ニナル勿レ。

世間での要望の要点を摘記した形を取っているが、右の六項目の要約を作成するにあたって参照したと思われる文献は左の六点と考えられる。

一、徳田秋声「如何なる文芸院ぞ」(『改造』一六卷四号、一九三四・三)より。

二、杉山平助「文芸院の創立意義なしとせず」(『新潮』三卷三号、一九三四・三)より。

三、「帝国文芸院」の問題」(『文藝』二卷三号、一九三四・三)の佐佐木信綱の回答より。

四、同右の吉江喬松の回答より。  
五、同右の中村武羅夫の回答より。

六、同右の千葉亀雄の回答より。

まず一について、既に取り上げた秋声の論が内務省側にも共有されていたことは興味深いが、秋声の批判のポイントが政治と文学が安易に結びつくことへの警戒であったのに対し、設置要望の一つとして取り上げられたこともあつて批判の要点には触れられず、文芸院を設置する場合にどうすべきかという肯定的な側面に注目してまとめられている。ただしその中でも「大衆文藝への偏倚性カラ離レテ広ク文藝的タラシ」むこととした点は、出発が直木ら大衆作家中心だったのに対して徐々に純文学作家が増え、雑誌刊行時には純文学作家の方が多くなつたことの一つの要因となり得たと考えられる。

二、三、四、五は文芸院を設立する場合の細則ともいふべきものである。五の中村武羅夫の「文学ニ功勞アル文学者ノ老後



ノ生活ニ或ル程度ノ安定ヲ与ヘ」てほしいという要望は、その後の一九三四年四月二〇日の例会でも「文芸家側ヨリノ提案」の一つとして挙げられており、当時の文学者の作家活動と生活を考える点でも切実な問題として受けとめることができる。また六の千葉亀雄の「文芸院ノ文学ニ対スル態度ト批判精神ハ何物ニモ隷属セズ独立」すべきとする発言も共有されていたことは後述する資料Aの取り消し線及び×印のつけられた項目とも連関するものである。

次に資料Cであるが、これは分量が多いため全文引用は避ける。内容は資料Bとは異なり、文章に変更は殆ど加えられず引用文を集めて編まれたものになっている。その引用元文献八編の内六編は左のように同定し得る。

- 一、未詳。
- 二、新居格「帝国文芸院の問題」(『都新聞』、一九三四・一・二九)より。
- 三、三木清「帝国文芸院の計画批判」(『読売新聞』、一九三四・一・二七)より。
- 四、「国立文芸院の成立問題」(『読売新聞』、一九三四・一・三一)より。
- 五、未詳。
- 六、正宗白鳥「文芸院について(下)」(『東京朝日新聞』、一九三四・二・三三)より。
- 七、「論壇 文芸院は駄目」(『日本』、一九三四・四・六)より。
- 八、永田廣志「文芸院と文芸家」(『文化集団』二巻三号、

一九三四・三)より。

これらは「文芸院問題ニ対スル世評(要約)」として集められたもので、いずれも文芸院を設立しても当局に利用されるのではないか、または利用されてはならないという論調で書かれたものが集められている。二では新居格が「国家的制度ハムシロ文学者が本然ニモツベキ高邁性ヲ毒スル」として注意を促し、三では三木清が「御用文学ノ保護奨励」に終わってしまうことを懸念し、四もまた「御用文学」の誕生を忌避する内容になっている。同様に七では「所謂文芸院ノ補充ハ、恐ラクハ形式的ニ流レルデアラウ。同時ニ必スヤ党派的ニ傾クデアラウ」とし、結果的に「ソノ本来ノ開創根本趣意ハ、当然ニ没却サレルニ決ツテキル」と悲観的に文芸院問題を捉えている。

その中でも六と八の批判に特に注目したい。六は正宗白鳥によるもので、これもまた秋声の言と同様、先行研究にも多く引用される文芸院設立への反論である。白鳥は「純真ナル文藝奨励ナライ、ガ官憲ノ意志ニヨツテ何等カノ拘束ヲ加ヘタガツタメノ思ヒ付キナラ、文学者ニト取ツテハ有難迷惑デアル」と言つて、統制を目指す指針をもった直木・松本の発案を切り捨てる。さらに

世ニ絶対ノ自由ハナイ。国家取締ノ任ニ当ツテキル者ガ、自分ノ見解ニ基ツイテ、西鶴ヲ禁止シタリ「源氏」ノ上演ヲ禁止シタリスルノハヤムヲ得ナイカモ知レナイ。シカシ、禁止サレテモ傑作ハ傑作デアル。全体、官憲ノ好ミニ投ジタ文学デ、文学トシテ傑出シタモノガアツタデアラウカ。「思想善導」ニ利用サレル程度ノ文学ニ、文学者ガ

甘ンジルヤウダツタラ、明治以来ノ文壇ノ先輩ガ貧窮ノ間ニ努力シテ築キ上ゲタモノモ、退却スルコトニナル訳ダ。と続け、「思想善導」を前面に打ち出した当初の会の有り様を文学の「退却」として抗論するのである。この白鳥の批判は文壇の良心として読まれてきたが、これを内務省の側も「参考資料」の一つとして考慮していたことから、より価値ある文章となるだろう。

また、八の永田廣志による批判も看過できない。伏せ字が多く用いられた論であり、文藝懇話会の立ち上げに對して非常に懐疑的な論調で書かれている。文芸院設立が「文芸家ノ今後ノ寄与ニ対スル引出物ニスギナイ」、「当局ハ、今後ノ奉仕ニ対シテ代価ヲ支払ハラウトシテキルノダ」と舌鋒鋭く批判するのである。また検閲の意見交換に関しても、文学者たちの書きたいことを「理解」してもらえただけではなく「当局ノ側カライヘバ、文芸家ニ当局ノ意ノアル所ヲ汲ンデモラヒタイニチガヒナイ」とその裏面に注意を喚起するのである。この結果、検閲を受けられないように自己検閲が果たされ、「作家ハ自己ノ作品ヲ完成サセヨウトシテ、実ハソレヲ知ラズ、ニ御用文学ニ墮落サセル」と指摘している。

こうした同時代の文芸家による「要望」と「世評」を受けることになった文芸院構想が文藝懇話会の名を冠されるときに大きな変更を余儀なくされた痕跡をより明確な形で見る事が出来るのが資料A「研究題目」である。この資料は「研究題目」と書かれているとおり、会の方針を挙げたものだと思われる。原本の削除・追記を含めてその全文を左に掲げる。

#### 文藝懇話会

##### 研究題目

- 一文芸家ノ特典
- 一文芸家及其ノ遺族ノ扶助
- 一新進文芸家ノ発見（例へば処女作発表機関誌ノ発刊、文藝賞）

##### 一優秀作品ノ推奨（文藝賞）

- 一優秀作品ノ刊行及普及（或ハ年鑑ノ発行）
- 一俗悪又小皮肉家的作品ニ對スル批判力ヲ向上セシムルホト（文藝ニ関スル大衆ノ啓蒙）

##### 一文芸家団体ニ対スル補助並ニ統制

##### 一文藝欄（ジャーナリズム）ノ是正

##### 一大学及専門学校文学部ノ改善發達

##### 一文藝雑誌ノ助成

##### 一古典ノ復刻

##### 一優秀ナル外国文学ノ翻訳及刊行

##### 一文芸家ノ動静、文芸家界ノ情勢等ヲ掲載シタル定期刊行物ノ發行

##### 一検閲当局トノ連絡

##### 一著作権ノ擁護

##### 一文藝思想研究機関ノ設立

##### 一文芸家団体ト出版業者並ニ新聞雑誌業者トノ連絡

取り消し線を引かれている部分は打ち出された「思想善導」の方向性が「研究題目」の中から撤回されたことを示している。つまり内務省の側の示した「思想善導」の中身とは「俗悪又ハ

反国家的作品」を如何にして排斥するかという点にあったのである。この資料Aに関しては「松本学関係文書」No.三二二との異同を比較したい。海野論は

まだ懇話会が始められて間もない頃、今は警視庁に転じたその頃の図書課長であつた中里氏が配つた謄写版の覚え書風のものの中には、確に『文藝団体、思想団体統制』といふ一項目があつた。僕が『こんな事は成立ちますまい』とそこを指さして見せると『さうです、こんな事は成立ちません』と松本氏は撤回するやうな口吻でいつた。

という広津の回想にある「中里氏が配つた謄写版の覚え書風のもの」こそがNo.三二二「研究題目」ではないかと推測するが、これは恐らく正しいだろう。さらに佐伯郁郎の所持していた資料Aには取り消し線以外の書き込みはないのだが、No.三二二には松本のものと思われる書き込みが残っている。具体的には左のような書き込み（太字ゴシック部分）がなされていた。異同のない部分は省略する。

文藝懇話会

研究題目

✓一文芸家ノ特典 正倉院拝観

✓一文芸家及其ノ遺族ノ扶助 著作権協議後ノ基金按分

×一 新進文芸家ノ発見（例へば処女作発表機関誌ノ発刊、

文藝賞）

✓一 優秀作品ノ推奨（文藝賞）

×一 優秀作品ノ刊行及普及（或ハ年鑑ノ発行）

十 俗悪又小皮国家的作品ニ対スル批判力ヲ向上セシムル

カト（文藝士関スル大衆ノ啓蒙）

×一文芸家団体ニ対スル補助並ニ統制

×一文藝欄（ジャーナリズム）ノ是正

〔…〕

✓一 検閲当局トノ連絡

✓一 著作権ノ擁護

〔…〕

この書き込みの内容と「文藝懇話会記録」の一九三四年四月二〇日の例会の記録とを照合すると、レ点でチェックされた箇所を協議していたことが確認出来る。この例会では「文芸家側ヨリノ提案」として「一、正倉院、新宿御苑ノ拝観ニ就キ考慮サレタシ／二、著作権喪失後ノ著作物出版ニ対シ出版業者ヨリ或程度ノ税金（印税ニ代ルベキモノ）ヲ徴集スル制度ヲ設ケ、遺族ノ保護資金等ニ充テラレタシ／三、戦時ニ於ケル文芸家ノ援助（便利ヲ与ヘル方法）ヲ講ジラレタシ（島崎藤村提案）／四、著名文芸家ノ遺品保存ヲ目的トセル文藝記念館ヲ設立サレタシ（島崎藤村提案）」という四つの議題が議論されたことが記録されている。これは先述した作成時期とも問題なく合致し、この例会に広津も出席していたので間違いないと考えられる。とすると、ここで興味深いのは×印が付されているものである。「新進文芸家ノ発見（例へば処女作発表機関誌ノ発刊、文藝賞）」と「優秀作品ノ刊行及普及（或ハ年鑑ノ発行）」は「優秀作品ノ推奨（文藝賞）」と類似しているために統合されたと考えられるが、残りの二点「文芸家団体ニ対スル補助並ニ統制」と「文藝欄（ジャーナリズム）ノ是正」に×が付されて

いるのは明らかに内務省側の求めた「思想善導」からすれば退却である。先の広津の回想での統制は認められないという主張に対し「さうです」と即座に撤回してみせたやりとりも考慮すれば、文芸家の主張を内務省側が相当気にしていたことがわかる。すなわち「俗悪又ハ反国家的作品ニ対スル批判力」への取り消し線と「文芸家団体ニ対スル補助並ニ統制」への×印は、内務省の統制の意図が文芸家によって拒絶され、会の「研究題目」から除外されたことを示しているのである。そして即座に撤回した背景には、内務省の内部で文芸家の批判が共有されていたことも一因として関係していると考えられよう。

### 結語、「統制」の指し示す意味

以上、「文藝懇話会参考資料」の資料A・B・Cから見える会発足時における変化について考察を加えてきた。この文藝懇話会の解散を前にして、松本は一九三七年六月一四日の日記の中で

佐藤春夫君と中河与一君来て、学者、文学者、文芸家、詩歌人、評論家を交へて「日本的なもの」と云ふ氣運をジャーナリズムの一時の流行に止めしめないで永続させるグループを作らうと相談した。之こそ自分が文藝懇話会を作つた終局の目的である。文藝懇話会がこゝまで来ることは百年河清を待つに類するものであるから、別働隊を作つて新日本文芸の運動を起さんとす。十数名を選定して、二十八日に最初の会をしようときめた。(傍線論者)<sup>30</sup>

と記している。ここで「文藝懇話会を作つた終局の目的」と言

っていることを取りあげて、海野論はその後の文芸統制を担う中心的団体になった新日本文化の会を「マンネリ化した文藝懇話会の、松本による強化再編にほかならぬ」<sup>31</sup>いとして文藝懇話会自体をその先鞭として位置づけた。だが、文藝懇話会は新日本文化の会に発展・吸収されたわけではない。新日本文化の会に直接参加した文藝懇話会の会員は岸田国土と佐藤春夫の二人に過ぎず、そのような新日本文化の会から文藝懇話会を逆算的に意味づける方法には疑問が残る。会員となった二二名の内二〇名の文芸家が雑誌の刊行終了を以て松本の求めた「終局の目的」から一度身を引いたのである。また松本自身もその「終局の目的」を文藝懇話会に任せては「百年河清を待つに類する」と言っているように、文藝懇話会では松本の目的が達成出来ない<sup>32</sup>と判断している。この点を見逃してはならない。

さらに新日本文化の会を松本と共に立ち上げた佐藤春夫と文藝懇話会の関係が決して円満なものではなかったことも付言しておく。佐藤は一九三五年九月五日から八日にかけて『東京日日新聞』に「文藝懇話会に就て」広津和郎君に寄す<sup>33</sup>を掲載し、一度脱会しているのである。この中で佐藤は松本の「文芸統制などは大キヲヒ」という発言に「甚だ同感し」て参加したが、結局は島木健作の受賞問題で「受賞の方針を右翼的な立場に採」つたことに抗議し、徳田秋声、中村武羅夫、豊島与志雄の「忠実な会員振」を批判して脱会を宣言した。しかし佐藤はこの後再び会に参加したのみならず、批判した秋声らを出し抜き、反発していたはずの松本が求めた「終局の目的」に積極的に寄り添っていくのである。文藝懇話会と新日本文化の会が直

線的に繋がっていないことはこうした人間関係からも明らかである。

文芸院構想から端を発した文藝懇話会は、文芸家の抵抗を一部認めざるを得ない状況に陥つたことで、松本の言う「終局の目的」は遂に果たされることなく解散に至つた。その際に、内務省の中で事務を担当した人物である佐伯郁郎がその抵抗を捨象することなく受け入れて内部資料を作成したことは極めて重要な事実であろう。佐伯は「晩秋随想(一)」「帝都日日新聞」一九三五・一一・一三)の中で「今日、詩を除外して文藝がありやうがない」のだから文藝懇話会に「是非とも詩人を参加させるべきだと進言してゐる」と述べている。この発言からも、佐伯が内務省から来た只の記録係としてではなく、ある意味では文芸家の立場として会に参加していたと言える。つまり内務省の意向とは異なる認識で佐伯が動いていたこともまた松本にとつての誤算の一つであつたらう。

こうした事態は松本に統制の方向性を大きく変更させたと考えられる。それまで内務省が行つてきた統制の最たるものは検閲であつた。それは、曖昧な検閲基準で具体的なボーダーラインを明らかにしないことによつて自発的に自己検閲を働かせるといったものであり、如何に書かせないか、すなわち「禁止」を重視するものであつた。その傾向は文藝懇話会が始まつた一九三四年に至つても変わっていない。それゆえに、先述のように会台で文芸家側は「現今最も喧しい検閲問題」を議論し、「改革案」を提出し、何が書けないのかを知るために「検閲当局トノ連絡」を望んだのである。これらは当局が「禁止」する

ことへの反抗であり、文芸院ができることでさらに書けなくなるのではないかという危機感によるものであつた。結果として文芸家の抵抗は一定の功を奏し、島木問題を除いて文藝懇話会は基本的に統制(検閲)とは関わりのない物故文藝家慰霊祭や文芸賞の設立、雑誌の制作を行うだけの文芸研究団体として緩やかに活動を続けるのみとなつた。そうした文藝懇話会の有り様を批判して佐藤春夫は「この短い寿命は会の無性格に原因してゐたのではあるまいか。会にはつきりしたイデオロギーがなかつた。そのため活気にとぼしい。性格を付与しなければならな」かつたと言つた。ここで佐藤が望む「イデオロギー」とは、新日本文化の会を共に立ち上げる同志・中河與一が会の発足に際して設けられた赤坂での会合(一九三七・七・一七)で武者小路実篤の「日本をよくしようといふ気持ちでは、自分是人後に落ちない」という発言を「これが一等ハツキリしたイデオロギーであると思ふ」と述べ、「われ／＼はかういふ不可解な時代に対してはハツキリとわれ／＼の日本を樹立しなければならぬ。むしろ今こそ日本文化といふものを世界に向つて顕彰し、理解せしめなければならぬ」と言うところの「日本的なもの」への希求である。佐藤・中河が主張する「日本的なもの」は「日本精神」を求めた松本もまた望むものであつた。そしてそれは文藝懇話会では達成し得なかつた統制を今度は書かせたいこと、すなわち「日本的なもの」へと「改善」するという新たな形式で達成させていくのである。ここに至つて「統制」の性質は「禁止」措置を講じるものから「改善」要求を提言するものへと変化したのである。それゆえに新日本文化の会

に關わる松本や林房雄、佐藤春夫、中河與一らの中心的メンバーの言説を閲しても、文藝懇話会の時とは異なり従来の「禁止」的方法としての「検閲」や「統制」といった言葉は会の方針と關わらないものとして切り離され、文学者として書くべきことを書くというポジティブな言葉が用いられているのである。

この「禁止」から「改善」への切り替わりが上手くいったことは新日本文化の会の会員拡大の早さとその広がり方を見れば明らかである。一九三七年一月の段階では二三人<sup>35</sup>だった会員が翌年二月には四三人<sup>37</sup>、一九三九年八月には八六人と一年ごとに倍増し、会員も文芸家に限らず川端龍子や山田耕筰、梅原龍三郎のように様々な分野から参加者がいたのである。しかもこの「改善」による統制が内務省による当局主導で行われたものでなかったことも見逃せない。一九三八年七月に作成された内務省警保局企画係による内部資料「現代文学の基礎常識」には「新日本派」という項目が立てられ、次のような解説が加えられている。

日本の文化伝統の優秀性を信じ、民族と伝統を重んじ、新日本主義文化の樹立を期する流派である。この派の結成は日なほ浅く、雑誌「新日本」を発刊する以外に自覚した活動はしてゐないが、意図が純真である限り、最も未来性に富んでゐるといふことができる。／現在会員は約七十名

で、学者、思想家、芸術家の一流人物を集めてゐる。警保局内部の人間たちが「自らの鑑賞眼を高める」上でのサブテキストとして作成されたこの資料において、会の中心的メン

バーである松本学の名や当局との関わりが一切記載されていないのである。もちろん、このことを当局の側の巧妙な擬装と見ることが出来るが、指摘したいのは現在の文化問題を日本主義によつて「改善」していくべきだとする提言があくまで文芸家の側からなされた点としてゐる点である。金子龍司がほぼ同時期のレコード検閲に關する論考<sup>39</sup>の中で「検閲という行為が国家の論理のみによつては語り得ない複雑な事象」であることを踏まえて「民意」による検閲があつたことを指摘しているが、その中で「民意」による流行歌の統制の強化は「……既存の流行歌とは別の選択肢に聴取者の目を向けさせること」と「誰もが反論しにくい議論」である子供への教育上の影響と日本精神を問題視することによつて可能となつたと言う。この金子による音楽統制への読みは、文芸の場においてもまさに日本主義という「誰もが反論しにくい議論」を文芸家の側から提唱するという形で成立している点で符合すると考えられる。「誰もが反論しにくい議論」によつて、当局の側からの反論すら押さえ込み、行き詰まつた文化的状況を打開したいという欲求は同時代の文化的な課題であつたのだ。

日本主義の登場を前にして、文藝懇話会の解散が近づく一九三七年一月七日の『読売新聞』に掲載された座談会「時代と文芸思想の行くべき道<sup>40</sup>」で統制を前にした文芸家たちが行つてゐる議論は注目値する。その議論の中で青野季吉が繰り返して今の日本にある「非常に対立する問題があつても皆忘れて、好い加減にあつちの角を矯め、こつちの角を切つて、さうして一種の自発的の云はゞ屈従の調子を持つて行くといふ事実」を危険

視するのに対して、林房雄や武田麟太郎、広津和郎はそれを考えずだとい蹴する。そして勝本清一郎が「現実的、建設的な気持ち」で「その物ごとの何かよい方面を掴みそれを兎も角何かよい方向へ役立てよう」としているのが「最近の文壇の特徴」だと締めくくるのである。こうした「何かよい方面」を求める傾向は、直前の一九三五年前後に行動主義文学が論壇の耳目を集めたこととも無関係ではあるまい。舟橋聖一が

芸術派はその従来の使命であった「抵抗」としての芸術性から、一步を踏み出し、動き出さなければいけない。文学そのものの立場に戻らなければいけない。プロレタリア文学に対するアンチテーゼの立場でなしに、ジントレーの立場に立たなければいけない。

と主張して文芸復興の時代を形成する純文学の再起動に関わったように、当時の喫緊の課題として時代に呼応する文学をいかにして作り出すかという問題があった。この問題への解として不安の文学に対抗する手段として行動主義文学が提唱されたのである。右の座談会で林房雄が提言した「直言主義」及び勝本の言う「何か良い方面」を求める「最近の文壇の特徴」はこの連続性の中にあると言つて良い。林はこの「直言主義」を取つた結果として、人々の批判の少ない、誰もが表立って批判することの難しい「日本的なもの」を主張していくのである。「日本的なもの」は、その後「近代の超克」へと繋がっていくように、西洋文化と日本文化の関係を再創造しようとする点において西洋中心主義からの開放を唱える学術的議論につながる比較的安全な問題として文芸家の前に現れた。当然、その内実が多

くの欺瞞をはらんだものであったことは歴史の証明するところであるが、少なくとも提唱された初期は「何か良い方面」に進んでいくための「建設的な気持ち」という善意から出てきたものであったのだ。文芸家の書きたいという欲求が、こうした「日本的なもの」を媒介にして、新日本文化の会での「改善」という新たな統制の方向付けと容易に接続していったのである。

如上のように新日本文化の会は文藝懇話会とは異なり、新たな芸術運動として機能し、彼らに書かせたいことを提示したのである。それは文藝懇話会で統制を「俗悪又ハ反国家的作品」への文芸家たちによる自主的な「批判」を求めると言つた「禁止」の方向で推進しようとして失敗した経験によるものである。〈禁止〉というこれまでの検閲による統制とは装いを異にしたため、文芸家たちもまた新日本文化の会に合流することへの危機感は働きにくかつたのではないだろうか。事実、会の成立に際しても文藝懇話会が成立したときに巻き起こつたような反抗は起こらなかつた。新日本文化の会を「体当たり組」だと評した小林秀雄は次のように会の活動を是認する。

「新日本文化の会」から「新日本」といふ雑誌が創刊された。これはよい事である。日本主義がよいの悪いのといくら論戦したつて仕方がない。文壇上の論戦が、大概の場合あだ花で終つて了ふのは論戦には文学者にとつて致命的な宣伝といふものゝ性格が絡まるからだ。論戦をしてゐる時、人は何にも創り出しはしないし、ほんたうに物を考へもしない。考へ方を考へてゐるだけだ。あゝいふ集まりを

文化的事大主義者の集まり等と評する人もあるが、要するにさういふ評は気が利いて間が抜けてゐる類で、今に見てゐるがよい。<sup>(45)</sup>

ここにも、とにかく行動することを求める行動主義や「直言主義」の延長線上に新日本文化の会が存立していたことが示されている。加えて中河與一の記事に名前の出た武者小路実篤をはじめ、倉田百三や小泉信三といった人々が会の機関誌である『新日本』創刊号（一九三八・一）に寄稿し、この運動に理解を示していったのである。

かくしてその後の日本文学報国会に代表される戦時下の統制は、文学をして国に報いることのみを書かせたいという「改善」の方針を取り続けた。そして多くの文芸家たちもまた書けることを求めて、積極的にせよ消極的にせよ、糾合されていったのである。<sup>(46)</sup>

文藝懇話会がその後の文芸統制の「先鞭をつけた」とするならば、それは「文化人動員方式」や「統制装置」としてといった表面的なものではない。会の内側に反検閲・反統制といったリベラルな批判を抱え込んだことで、「禁止」することへの反発の強さを悟らせたことにある。書かせたいもの、すなわち「日本的なもの」の「改善」へと方針を切り替えることで言論の場を包摂・管理していくことの有効性を松本に自覚させたという内面的な点にある。つまり、文藝懇話会問題に対するリベラルな文芸家の発言は、「敵」の研究として松本や内務省の中で活かされ、その後の強固な文芸統制の呼び水となつてしまつたという、逆説的な問題を孕んでいたと言えるのである。松本

らは文藝懇話会という失敗すらも経験に変え、新たな方策で文化人全体を統制していった。この事實は、なぜ文芸家が統制に取り込まれていったのかという昭和文学史における重大な問題に関わるものとして今後、考慮していく必要があるだろう。

#### 注

- (1) 文藝懇話会という名称は一九三四年三月二十九日の第三回会合の席上において使用することが決定された。
- (2) 高見順「昭和文学盛衰史」(文藝春秋社、一九五八)。
- (3) 海野福寿「一九三〇年代の文芸統制」(駿台史学)五二号、一九八一・三。
- (4) 高橋新太郎「馴化と統制—装置としての「文藝懇話会」」(文藝懇話会)「復刻版」、不二出版、一九九七・六。
- (5) 榎本隆司「文藝懇話会Ⅲ」(早稲田大学教育学部 学術研究(国語・国文学編)第四一号、一九九三・二)。
- (6) 文藝懇話会によって発行された雑誌である。各号の編集者は創刊号から順に以下の通り。上司小剣、岸田国士、三上於菟吉、近松秋江、川端康成、菊池寛、中村武羅夫、白井喬二、室生犀星、吉川英治、加藤武雄、横光利一、徳田秋声、広津和郎、宇野浩二、島崎藤村、佐藤春夫(一七号と一八号)。
- (7) 新居格「日本文芸院論」、青野季吉「日本文芸院の問題」(共に「文藝懇話会」一卷七号、一九三六・七)。
- (8) 直木三十五「文学と政治との接触 松本警保局長との会見【一】」(読売新聞)、一九三四・一・二七)。
- (9) 「帝國文芸院」の問題(『文藝』二巻三号、一九三四・三)。アンケートへの回答者は以下の一五名。佐佐木信綱、辰野隆、門外野人、川端康成、吉江喬松、杉山平助、林芙美子、岡本綺堂、中村武羅夫、長谷川伸、千葉龜雄、藤森成吉、近松秋江、青野季吉、矢田挿雲。
- (10) 与謝野晶子「文士は勲章を好むか」(『東京朝日新聞』、一九三



- 四・一・二九)、正宗白鳥「文芸院について」(『東京朝日新聞』、一九三四・二・二〇)、徳田秋声「如何なる文芸院ぞ」(『改造』一六卷四号、一九三四・三)のこと。白鳥と秋声の批判は本稿でも後に言及する。
- (11) 和田利夫『昭和文芸院瑣末記』(筑摩書房、一九九四)。
- (12) 大宅壮一「チャーナリズムのファッショ的統制」(『週刊時局新聞』一九三四・二・一)。
- (13) 中山義秀「文士の死と文芸院【下】」(『時事新報』、一九三四・三・一一)。
- (14) 田中惣五郎「右翼文化団体に踊る人々」(『中央公論』、一九三六・一・二)や世田三郎「松本学」(『日本学芸新聞』、一九三六・三・五)などがある。
- (15) (11)参照。
- (16) 文藝懇話会に関する資料として佐伯郁郎が所持していたものに「文藝懇話会記録(内務省内部資料)があるが、ここには第一回会合(一九三四年一月二九日)から第二四回例会(一九三七年二月二四日)までの記録(一九三四年四月二〇日の会から「例会」に切り替わる)が残されている。
- (17) 資料Aと資料BはNo.三二二、資料CはNo.三三一、資料DはNo.三二四、資料FはNo.三二三に該当する。また「文藝懇話会参考資料」には残されていないが、「文芸院設立に関する批判論文集」と題されたものがNo.三二〇にある。
- (18) 物故文藝家慰霊祭については大木志門が「十五年戦争下の『文学館運動』」「文芸懇話会」と「遊就館」、そして島崎藤村(『日本近代文学』九二集、二〇一五・五)の中で言及している。
- (19) 滑川道夫・富田博之「滑川道夫の語る『体験的児童文化史』第七回 戦時下の児童文化II 佐伯郁郎氏を訪ねて」(『教育』五一六号、国土社、一九八九・一二)、後、滑川道夫『体験的児童文化史』(国土社、一九九三・八)に収録)。
- (20) 「内務省官制中ヲ改正ス」(国立公文書館蔵、本館2A-012-00・類1803100)による。しかし郁郎は一九二八年八月一八日付けで調
- 査係に転出したにも関わらず検閲係の仕事も手伝っていた。このことは国会図書館蔵特500・187「プロレタリア映画のために」(京都共生閣、一九三一・一二・七)や千代田図書館蔵「内務省委託本」に残された「佐伯」という印からわかる。
- (21) 当時の図書課では、係官(属官)が検閲実務を行い、問題がありそうならばコメントを付け、それを見た事務官が基本的には処置を決定するという流れで業務に当たっていた。
- (22) 「文藝懇話会記録」第三回会合(一九三四年三月二九日)の記録より。
- (23) 佐伯研二編、前掲書。
- (24) 資料に残された謄写版の文字について、これは郁郎の字だというご親族による証言をいただいた。
- (25) (10)参照。
- (26) 一九三六年の時点での会員(雑誌第一号で「編集同人」として公表されたが、第四号から「会員」という扱いになった)として名前が挙がったのは以下の二二名である。上司小剣、岸田国土、豊島与志雄、三上於菟吉、近松秋江、佐藤春夫(第二号から)、白井喬二、室生犀星、長谷川伸、吉川英治、島崎藤村、加藤武雄、横光利一、徳田秋声、広津和郎、宇野浩二、山本有三。また菊池寛は「あまりに、公正を期して、純文学者を会員に入れすぎた」(話の肩籠)『文藝春秋』一三巻一〇号、一九三五・一〇)という発言を残している。
- (27) 広津和郎「佐藤君に答ふ(下)」『文藝懇話会について』(『東京日日新聞』、一九三五・九・一二)。
- (28) この取消線自体が佐伯郁郎のものとして松本のもので異なっている。つまり配付された資料に佐伯・松本のそれぞれが会合中に書き込んでいったのだと考えられる。
- (29) (16)参照。
- (30) 『近代日本資料選書11 松本学日記』(山川出版社、一九九五)。
- (31) 海野福寿、前掲論文。

- (32) 検閲基準の曖昧さに関する問題を巡っては『新潮』一九二六年八月号の「新潮合評会」の中で「発売禁止問題に就いて」という見出しをつけて山本有三らによって議論されるなど、文藝家協会を中心とした検閲への抵抗が起こっていた。「文学に多少でも通じる」佐伯が内務省に入るようになったのはこの時期の抵抗の結果である。
- (33) 佐藤春夫「近事夕語」(初出は『報知新聞』、一九三七・八・三)六。引用は『定本佐藤春夫全集』二二巻(臨川書店、一九九九)による。
- (34) 中河與一「新日本文化の会」の仕事」(『ホームライフ』三巻九号、一九三七・九)。
- (35) 文芸統制の「禁止」から「改善」への変化の一例として、一九三八年三月から内務省警保局図書課によって企画された「児童読物改善問題」が挙げられる。小川未明や波多野完治、山本有三らを巻き込んだこの企画は内務省による通達「児童読物改善三関スル指示要綱」(一九三八・一〇・二五)に結実し、戦時下の少国民文化を形成していくこととなる。その中で排撃されるのは「俗悪」で児童の教育上よろしくないといわれる読物であり、まさに「改善」されていくのである。当時の図書課長・大島弘夫の命を受けてこの問題を担当したのが、本文でも触れたとおり佐伯郁郎であったことは極めて重要な事実であろう。この問題については他日、稿を改めたい。
- (36) (34)参照。会員として挙げられているのは以下の通り。阿部次郎、佐佐木信綱、和辻哲郎、柳田國男、折口信夫、久松藩一、岡崎義恵、島津久基、小宮豊隆、松本学、佐藤春夫、武者小路実篤、斎藤茂吉、窪田空穂、北原白秋、萩原朔太郎、倉田百三、林房雄、三好達治、保田與重郎、芳賀檀、浅野晃、中河與一。
- (37) 「会員一覧」(『新日本』一卷二号、小山書店、一九三八・二)。
- (38) 「会員一覧」(『新日本』二巻八号、新日本文化の会、一九三九・八)。
- (39) 金子龍司「民意」による検閲——「あゝそれなのに」から見る流行歌統制の実態——(『日本歴史』、吉川弘文館、二〇一四・七)。
- (40) 「座談会⑤時代と文芸思想の行くべき道」/直言主義で行け/単純

でない現状」(『読売新聞』一九三七・一・七)。座談会出席者は以下の通り。石浜知行、長谷川如是閑、林房雄、尾崎士郎、勝本清一郎、片岡鉄兵、武田麟太郎、中河與一、青野季吉、北吟吉、三木清、広津和郎、芹沢光治良、(以下読売新聞社員)清水弥太郎、平林襄二、河邊確治、三宅正太郎、梶原景浩。

- (41) 舟橋聖一「芸術派の能動」(『行動』、一九三五・一)。引用は平野謙・小田切秀雄・山本健吉編「現代日本文学論争史」中巻(未來社、新版、二〇〇六)による。

(42) 行動主義文学はフランス主義への姿勢に関して大森義太郎が異議論争を巻き起こした。「いはゆる行動主義の迷妄」(『文藝』、一九三五・二)を唱え、

(43) 河田和子「戦時下の文学と『日本的なもの』」(花書院、二〇〇九)は「日本的なもの」の問題機制が「西洋由来の文化を日本化すること」で新たに「日本的なもの」を創出しようとした三木や横光の志向」と「純化された形の『原日本的なもの』」原理的なものを求めた」保田與重郎の志向とが混ざり合いながら「文芸復興」や「近代の超克」論議に繋がっていったことを指摘している。

- (44) 小林秀雄「不安定な文壇人の知識 方法論偏重の破れ」(『読売新聞』、一九三七・二・三三)。

(45) 小林秀雄「作家の正直さ」(『新日本文化の会』に寄す)(『朝日新聞』、一九三八・一・九)。

(46) 黒田俊太郎「作家」という近代—北村透谷・浪漫主義」(博士学位論文、慶應義塾大学(文学)、平成二三年度、甲第三五七九号、二〇一二・一二・一四)では、文藝懇話会から新日本文化の会への変化を「作家」の自発的服従」と評している。

#### 【付記】

内務省内部資料「文藝懇話会記録」、文藝懇話会参考資料、「現代文学の基礎常識」は佐伯研二氏所蔵(人首文庫)のものを参照した。貴重な資料を閲覧させて下さった佐伯氏の御厚情に感謝いたします。